

公 示 用

令和3年度

設 計 書

業務名 農試公園樹木剪定業務

令和3年10月 単価適用

札幌市西区土木部

業 務 説 明

1. 業務名

農試公園樹木剪定業務

2. 業務概要

農試公園内の樹木（ポプラ5本）の剪定を行うものである。

3. 履行場所

札幌市西区八軒5条西6丁目

4. 業務の期間

契約締結日から令和3年11月26日まで

5. 仕様書

別紙のとおり

6. 図面

別添 図面等 2枚

7. 提出書類

- (1) 着手届（業務責任者指定通知含む）2部
- (2) 報告書（業務写真含む）1部
- (3) 完了届 2部
- (4) 剪定枝等発生品の廃棄処分の内容が分かるもの

仕 様 書

1. 業務内容

- ・本業務における剪定とは、樹高を地際から高さ約12m程度まで切り詰め、残った枝について、徒長した枝や乱れた枝などを含む不要枝を取り除き、枝のバランスを考慮し、樹木を美しく整えるための作業である。
- ・枯れ枝除去とは、公園利用者や道路歩行者の安全のために、対象となる樹木全体を見渡し、およそ直径3cm以上の枯れ枝等の不健全な枝を取り除く作業のことである。
- ・一般社団法人日本造園建設業協会が認定する「街路樹剪定士」資格者を現場の責任者として定め、作業の指揮監督をすること。なお、当該指揮監督するものは、直接雇用関係のあるものから1名定めること。
- ・およそ直径7cm以上の剪定による切断面には癒合材を塗布すること。
- ・作業を進めるにあたり、切り詰め箇所等詳細の事前確認のため、委託者及び農試公園管理事務所職員との立会の上、1本見本切りを行うこと。
- ・作業場所等は別添図に示すとおりである。なお、作業現場が出入口に近接していることから、歩道及び公園利用者、周辺住民等の安全確保に従事する交通誘導警備員を1名以上配置すること。
- ・本業務は公園内で作業を行うものとし、芝生を傷めないよう養生すること。また、道路施設や公園施設等に損害を与えた場合は、現状復旧を行うこと。
- ・農試公園指定管理者と協議を行い、作業日程や安全管理、現場管理の体制を確立すること。
- ・車両侵入許可証を農試公園管理事務所へ申請した上、許可証を提示すること。
- ・車両等を停める際や作業時は周囲をカラーコーン等で養生すること。
- ・関係諸法令に従い、業務を実施すること。

2. 発生材について

- ・剪定により発生した廃棄物は、7t程度を想定しており、法令に従い適正に処分すること。
- ・受け入れ施設は下記を想定している。

処理施設名	施設の所在	連絡先	受入条件等
札幌市ごみ資源化工場	北) 篠路町福移153	TEL 791-6670	・長さ2m程度 ・幹周直径80cm以下

3. 作業時間

本業務は、契約締結日より速やかに実施することとするが、近隣の住民や公園利用者等に影響を及ぼさないよう、時間帯について事前に委託者と調整を行うこと。作業時間帯は平日9時から17時を想定しているが、休日または夜間に業務を行う必要がある場合は、あらかじめ担当職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

4. 業務日程表

受託者は契約締結後速やかに、業務日程表を委託者へ提出すること。また、何らかの事由により日程に重要な変更が生じたときも同様とする。

5. 業務写真

- ・剪定木について、剪定前及び剪定後の写真を撮影すること。
- ・剪定前・剪定後の写真については、同じ方向から撮影すること。

6. 秘密の保持

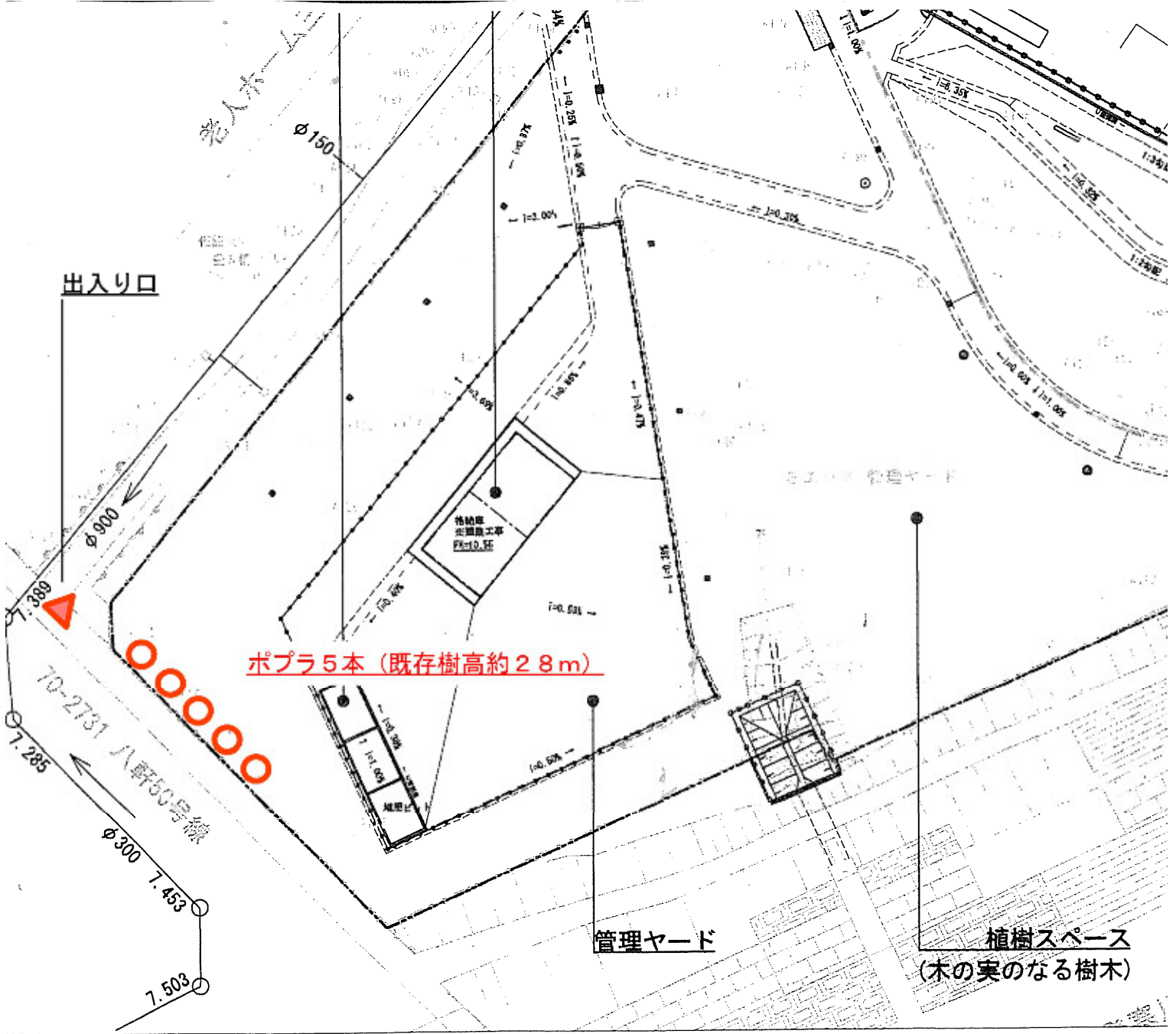
受託者は、職務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 環境への配慮

業務の実施にあたり、受託者は札幌市が取り組む環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

8. 特記事項

- ・入札前に必ず現地にて土地の形状等及び剪定する樹木を確認すること。
- ・業務の内容等について、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けて実施すること。
- ・樹木に近接して高圧電線が配置されているため、業務を実施する際は、北海道電力会社との調整を行うこと。
- ・受託者は、業務の履行にあたり、関係法令を遵守すること。
- ・受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。
- ・この仕様に定めのない事項は、委託者と協議のうえ実施すること。





切り詰め想定ライン

約1.2m